

○条例改正の背景

これまで道路運送法に基づき、地域公共交通会議において協議を行っていた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないよう法改正がありました。

この法改正により、協議運賃の協議は、地域公共交通会議ではなく、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、構成員を限定した協議会により行う事とされました。

また、協議の実施にあたっては、市民等への意見募集など、市民等の意見を反映させるための措置を講じることが必要となりました。

○条例改正の内容

この法改正を受け、本市では、佐倉市地域公共交通会議条例を改正し、佐倉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の所掌事務から、「運賃、料金」に関するものを削除する改正を行うものです。

○条例改正後の対応

・運賃協議会の設置

交通会議とは別に改正道路運送法に基づく協議会として、設置要綱により「運賃協議会」を設置し、運賃等の協議を行うものとします。

【運賃協議会の委員構成 案】

- （１）市長が指名する市職員
- （２）運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （３）関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- （４）市民又は利用者の代表

●道路運送法第 9 条第 4 項（概要）

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線又は営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

・住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置の実施

運賃協議会での協議実施に先立ち、一般乗合旅客自動車運送事業者の定めようとする運賃についての周知と意見募集を広報紙、ホームページ等で実施いたします。